

(公開)

第 1 2 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 2 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和3年12月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、第12回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第7 | 農用地利用集積計画について |
| 日程第8 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見について |

1、出席委員

1番	平井 博	2番	長田 幸浩	3番	佐藤 勲	4番	長田 克美
5番	大友 信由	6番	渡邊 等	7番	猪股 政一	8番	郡山 正志
9番	菅原 龍也	10番	八巻 文彦	11番	宮部 淳子	12番	木皿 清
13番	菅井 武雄	14番	吉田 俊美				

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

15番	猪股 義広	19番	齋 明美
-----	-------	-----	------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻 敏幸	農地調整係長	五十嵐 香織
主査 小林 真由	主事 佐々木 常行	主事	渡辺 裕子

1、同日午後1時30分開会

- | | | |
|------------|---|---|
| 議 | 長 | ただいまから、第12回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。 |
| 議 | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声) |
| 議 | 長 | ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。 |
| 議 | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、10番八巻文彦委員、11番宮部淳子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。 |
| 議 | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。 |
| 新妻事務局長事務取扱 | | 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理いたしております。内容につきましては、全て相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |
| 議 | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
(「なし」の声) |
| 議 | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。 |
| 議 | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。 |
| 新妻事務局長事務取扱 | | 議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、駐車場及び資材置場とするための賃貸借権の設定でございます。なお、この届出の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |

議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
 (「なし」の声)

議 長 ないようですので、報告第2号を終了いたします。

議 長 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、整理番号1について、担当委員から説明願います。

平 井 委 員 議案書は3頁、位置図は1頁2頁をご覧ください。担任委員会を12月22日に行いました。当日事務局より説明を受け、申請人から内容について説明を受けたことに対し、報告いたします。今回の担当委員は、大友委員、猪股推進委員、齋推進委員と私でした。農地法第3条の許可申請の譲渡人は、●●●●●●●●●●、●●●●氏でございます。譲受人は、●●●●●●●●●●、●●●●氏であります。譲受人の●●氏は、現在田畑合わせて2,500㎡あります。農機についてはトラクター、及び草刈機があり、今後の経営については田植機と稲刈機は他の人に依頼し、耕耘、草刈については自分で作業すると承っております。なお、両●●氏は本家分家の関係で、譲渡については、今後仕事や健康面で農業作業が継続できないとのことから、譲受人へ相談しこのような結果になった旨の説明を受けたところでございます。今後の管理については、なんら問題は生じないと判断しましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
 (「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号1について、許可することにご異議ございませんか。
 (「意義なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。

議 齋 推 進 委 員 長 それでは、整理番号2について、担当委員から説明願います。
 議案書は3頁から4頁、位置図は3頁4頁をご覧ください。所在地は、●●●●●●●●●●、外7筆です。譲渡人が●●●●氏で●●在住の方で、この方より●●●●さん、●●●●に住んでいる方に土地を無償譲渡す

るものであります。譲渡人におきましては、本来の父は●●●●氏なんですけども、●●氏の兄と養子縁組をしたところなんです。兄の方が亡くなりまして、そこで養子である●●氏が相続しましたが、本人が会社員で農業がなかなかできないということから●●氏へ8筆6, 803㎡を贈与するものでございます。譲受人の●●氏におきましては、既に管理をしておりますので、なんら問題ないとのことで判断いたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号2について、許可することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声)
ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての、整理番号2については、申請のとおり、許可することに決しました。

議 長 それでは、整理番号3について、担当委員から説明願います。
猪股推進委員 議案書は4頁から6頁、位置図は5頁から7頁をご覧ください。12月22日に平井委員、大友委員、齋推進委員と私の4人で伺いました。譲渡人は●●●●氏で、●●●●●●●●●●の方です。譲受人が、●●●●氏で息子さんになります。所在地は●●●の土地の4頁から6頁にかけて15, 990㎡の田んぼを生前贈与ということでお話を伺いました。トラクター、田植機、コンバイン、籾摺機、乾燥機が1台ずつありまして、本人も農作業を180日ほど行っているということでもあります。譲渡人も高齢ということで生前贈与になったそうです。特に問題はないとみてまいりました。以上です。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の整理番号3について、許可することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声)
ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定によ

る許可申請について、の整理番号3については、申請のとおり、許可することに決しました。

議長 日程第6、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員より説明願います。

大友委員 議案書は7頁、位置図は8頁9頁をご覧ください。12月22日同メンバーで現地を確認してきました。譲渡人が●●●●●氏、譲受人が●契約会です。●集会所は、震災後に新しくなりましたが、駐車場がなくて●地区では、契約会の会員が77世帯あります。ここで集会がありますと、4～50台の車が集まるそうです。その向かいのお宅に停めさせてもらっても、どうしても溢れ出し、路上駐車もしている状態だったので、駐車場が必要という話が出たようです。この場所は現在畑で、面積が大体1反3畝になりまして、そこに碎石を敷いて駐車場にするということで聞いております。地代は無償だそうです。特別問題はないと思われましたので、以上報告いたします。

議長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

八巻委員 道路から入るのに、ここは水路ではないですか。

大友委員 ないです。ただ少し坂になっています。

八巻委員 隣の畑には影響及ぼさないですか。土留めも何もしなくていいのですか。

大友委員 隣の畑も譲渡人の所有です。

八巻委員 所有権移転するのであれば、駐車場が隣接するのでは。

大友委員 はい、そうです。

八巻委員 水は流れていかないのですか。所有権移転したら自分の畑でなくなりますよね。

佐々木主事 境は明確にはされていましたが、土留めはされていない状態でした。畑の方へ土砂が流出しないよう、改めて事務局からお伝えしようと思います。

八巻委員 今までからすると、排水対策なり、境界をはっきりしないことには、許可はできないということでやってきました。所有権移転すれば●契約会のものになるのだから、この後、この条件で許可したかどうかの問題になるから、そこは明確に農業委員会の方から当事者にお話をして、このような条件ですよ、と説明するのが筋かと思います。

大友委員 事業計画の内容について、被害防除計画によると盛土はせず、砂利を敷設するのみで、土砂の流出はなく、周辺農地に被害を及ぼした場合には、復旧、保証するという確約を取っております。

八 卷 委 員 員 どなたからですか。

佐 々 木 主 事 事業者である●契约会からそういう前提で申請はいただいている、改めて具体的に土留めしてほしいと説明します。

八 卷 委 員 員 その前に境界を明らかにしてからでないか。今の説明について、最初にその説明もない。

佐 々 木 主 事 位置図で、今回赤く囲った所が申請地で、ここは分筆しまして、この形で囲った形には現在なっております。青線で囲ってあるところが分筆前の土地の形ですが、分筆して登記も終わっているの、境界ははっきりしています。ただ高さについては隣の畑とは変わらないので、土砂が流出する危険性がないとは言えない状態です。

八 卷 委 員 員 公会堂側から乗り入れは出来ないはずだから、裏の農道を使うのですか。

佐 々 木 主 事 この道路から乗り入れることになります。西側の道路から。

八 卷 委 員 員 段差があるところですか。

佐 々 木 主 事 段差の所は、傾斜等を作ってもらって入れるようにするそうです。

八 卷 委 員 員 北の農道からは入るのか。

佐 々 木 主 事 北の農道からは入らないです。あくまで西側の道路からで、ゴミの集積所の横からの出入りになります。

議 長 よろしいですか。では、土砂の流出がないよう説明をするということで事務局からよろしく願いいたします。他にございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、申請のとおり、許可相当として県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については、申請のとおり、許可相当として県に進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の8頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが41件、筆数161筆、合計面積206,005㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。続いて、所有権移転に係る

- ものは2件、筆数5筆、合計面積は4,405.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、12月28日を予定しております。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの説明がありました。利用権設定の1番から5番と13番14番と35番から41番、所有権移転の1番については、農業委員4名の自己に関する事項となっております。よって、最初に利用権設定の6番から12番、15番から34番に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の6番から12番、15番から34番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の6番から12番、15番から34番については計画案のとおりとすることに決しました。
- 議 長 それではここで、長田克美委員、渡邊委員、八巻委員、木皿委員は除斥となります。
- (長田委員、渡邊委員、八巻委員、木皿委員、退席)
- 議 長 それでは、利用権設定の1番から5番、13番14番、35番から41番についての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の1番から5番、13番14番、35番から41番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の1番から5番、13番14番、35番から41番については計画案のとおりとすることに決しました。
- 議 長 長田委員、八巻委員、木皿委員の除斥を解きます。
渡邊委員は引き続き除斥とします。
- (長田委員、八巻委員、木皿委員、着席)
- 議 長 それでは、所有権移転の1番について、の質疑・ご意見をいただきます。

- ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積計画について、の所有権移転の1番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農用地利用集積計画について、の所有権移転の1番については計画案のとおりとすることに決しました。
- 議 長 渡邊委員の除斥を解きます。
- (渡邊委員、着席)
- 議 長 それでは、所有権移転の2番について、の質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
- (「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積計画について、の所有権移転の2番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、農用地利用集積計画について、の所有権移転の2番については計画案のとおりとすることに決しました。
- 議 長 長田委員、渡邊委員、八巻委員、木皿委員に報告します。当該案件については、全て計画案のとおり決しました。ここで、5分間休憩に入ります。
- (5分間休憩)
- 議 長 再開いたします。日程第8、議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見について、を議題といたします。事務局より説明願います。
- 五十嵐係長 (農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しの概要について説明)
- 議 長 ただいまの説明に対し、質疑をいただきます。意見のある方は挙手願います。ご意見ございませんか。
- (「なしの声」)
- 議 長 ないようですのでお諮りいたします。議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見について、意見なしとすることにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)

議

長 | ご異議なしと認め、そのように決しました。

議

長 | 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。
これをもって、第12回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
(一同 礼)

午後2時30分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長 (会長) _____

委員 10番 _____

委員 11番 _____